

高田千本桜開花時期に伴う大中公園の露店等の出店に係る占用許可申請候補者の募集要領

令和7年12月23日
大和高田市都市計画課

高田千本桜は3月下旬から4月上旬にかけて、大中公園を中心に高田川の両岸南北2.5キロメートルにわたり、見事な桜のトンネルが続きます。夜になっても、夕闇とともにぼんやりとライトアップされた夜桜を見物する人の波は絶えることがなく、奈良県を代表する桜の名所となっています。

この高田千本桜のにぎわいを創出するため、従来都市公園である大中公園において露店の出店がなされています。都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項では、都市公園に公園施設以外の工作物（露店等）を設けて都市公園を占用しようとするときは、本市の許可を受けなければならないとなっています。

この許可申請を行うことができる者は、大和高田市公園条例施行規則（平成17年規則第39条）に定める運用基準に基づき決定しますが、開花時期が予想できず、また、混乱を避けるために、以下のとおり条件を定め、高田千本桜開花時期に伴う大中公園の露店等の出店に係る占用許可申請候補者（以下「候補者」という。）を決めます。

1 占用の概要

（1）公園の名称 大中公園

（2）占用可能場所 大和高田市大字大中183番地の一部（313m²以内）

※別紙「地図」の占用可能場所の内、候補者からの占用許可申請を本市で審査し、その申請場所を占用場所とします。

※現場の状況により、占用可能場所が変更になる場合があります。ただし、占用可能な総面積は変更しません。

（3）占用の目的 露店又はキッチンカー（以下「露店等」という。）の設置

*キッチンカーの設置については要協議

キッチンカーの公園内への車の出入場について、出店と退店に伴う車の出入場が毎日発生する行為は安全性を確保する観点から制限あり

（例）キッチンカーの台数、出入場する回数、出入場時の警備等について協議を要します。

（4）占用期間 令和8年3月15日から令和8年4月15日までの占用可能期間の内、候補者からの申請期間を本市で審査し、その許可期間を占用期間とします。

なお、占用期間には、露店等の設置及び撤去に要する期間を含みます。

※混乱を避けるため、上記の占用可能期間においては高田千本桜開花時期の催事に関係するもの以外の許可は原則認めません。（本要領により占用の許可を受けた者以外が行う露店等の占用は認めません。）

（5）占用料（参考） 275,440円（440円/m²・月×313m²×2カ月分）

※この占用料は、占用可能場所の面積313m²で算定しています。

※占用料は、大和高田市公園条例（昭和39年条例第60号）第9条別表第2に基づき算定します。

※支払方法は、年度ごとの前払いであり、大和高田市が発行する納付書兼領収書により、指定する期日までに大和高田市指定金融機関に納付しなければなりません。

※既納の使用料について、自己都合による占用の取りやめは返還しません。

（6）権利の譲渡等の禁止

占用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないものとします。

2 公園占用許可申請者資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り、高田千本桜開花時期に伴う大中公園の露店等の出店に係る占用許可申請を行うことができます。

（1）法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に本店を大和高田市内に有する事業者であること。

（2）イベントの実施又は露天商の振興を業務目的として行っており、法人の登記事項証明書の目的欄にその内容が記載してあること。

（3）本募集の日から候補者の決定の日までの間に、上記（2）の業務目的及び目的以外の業種において、国、奈良県又は大和高田市において、入札参加資格停止の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）国税及び市税が未納でないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

（6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

（7）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

（8）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、団体及び当該団体の役職員が処分の対象となっていないこと。

※民法（明治29年号外法律第89号）第34条及び会社法（平成17年号外法律第86号）第27条に基づくもの。

3 候補者の申込み

（1）申込受付開始日 令和8年1月13日（火）

※申込受付終了日は、候補者が決定される日とします。

（2）提出書類 ※書類の押印は、実印又は使用印鑑届の印を使用してください。

①（様式1）高田千本桜開花時期に伴う大中公園の露店等の出店に係る占用許可申

請候補者申込書（以下「(様式1) 候補者申込書」という。）

② (様式2) 委任状兼使用印鑑届

※本要領の手続きその他占用の履行に関することを支店等に委任するときのみ必要となります。

③ (様式3) 誓約書

④ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）

※法人及び「2 公園占用許可申請者資格要件」の(7)を確認します。

⑤ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）

⑥ 国税及び市税の未納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）

《国税》納税証明書（様式その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）[国税納税地を管轄する税務署で証明]

《市税》直近2年分の法人市民税の納税証明書[本店の所在地における市町村で証明]

○申込書等の提出は、1法人につき1通とします。

○提出書類は、返却しません。

○公園占用許可は、「(様式1) 候補者申込書」に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。また、代表者印を押印し、提出書類は全て同一の印鑑を使用してください。

(3) 申込受付方法 上記(2)の提出書類を持参により提出

※申込受付とは、上記(2)の提出書類の不足や不備がなく全て揃って、持参により提出された状態をいいます。なお、申込受付開始日までに事前確認を行うことは可能ですが、必ず電話予約の上、来庁してください。

※大和高田市役所の開庁日で午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)に提出してください。

(4) 提出先 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所3階 都市計画課都市計画グループ(公園)

(5) 申込取下げる

候補者が決定される日までに、候補者の申込みを取り下げる場合は、候補者が決定される日の前日までに「(様式4) 申込取下届」を提出先へ持参にて提出してください。なお、既に提出された書類は、返却しません。

4 質疑応答

(1) 質疑期間 令和7年12月23日(火)から候補者が決定される日まで

(2) 提出先 大和高田市都市計画課都市計画グループ(公園)

(3) 提出方法 「(様式5) 質疑書」に記入の上、電子メールに添付して送信してください。

※送信先メールアドレス tokei@city.yamatotakada.nara.jp

※メールの件名は、「質疑書(大中公園露店等)」としてください。

(4) 回答 質問ごとに、隨時、大和高田市ホームページで公開します。なお、個別

には回答しません。

(5) 注意点 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受付しません。

5 候補者申込み確認通知

候補者申込みの確認通知は、「(様式1) 候補者申込書」の提出後に隨時行うものとします。

(1) 通知 郵送により書面にて通知します。

(2) 候補者申込みを認めた場合の通知

候補者申込みを認めた者に対しては、候補者申込確認通知書を送付します。

(3) 候補者申込みを認めなかった場合の通知

候補者申込みを認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

6 候補者の決定方法等

候補者の決定は、次のとおり行います。

(1) 決定方法

第1 申込受付開始日以降において日単位での先着順により決定する。

第2 第1で複数の申込みがあるときは抽選（順位も決める。）により決定する。

※決定した候補者が公園占用の許可に至らなかった場合は、上記の第1及び第2のルールにより、次の候補者を決定する。

(2) 抽選日時 申込受付日の概ね2週間後（※別途連絡します。）

(3) 抽選場所 別途連絡します。

(4) 候補者等の決定通知 候補者の決定日から3日以内に候補者その他順位について、郵送にて通知します。

(5) 抽選について

※抽選は、申込者本人又はその代理人の1名で行います。（※抽選場所への入室は、抽選者のみとします。）

※代理人による抽選の場合には、「(様式6) 抽選委任状」を提出してください。

※抽選者は、本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）の提示が必要です。また、候補者申込確認通知書も提示してください。

(6) 決定した候補者が公園占用の許可に至らなかった場合について

①申請手続き期間等の状況により、次点候補者の占用許可を行わない（露店等の出店をしない。）場合もあります。

②次点候補者における公園占用許可申請の提出期限は、その都度決定するものとします。

(7) 候補者の辞退について

公園占用許可申請を行うまでに、候補者を辞退する場合は、「(様式7) 候補者辞退届」を令和8年2月10日(火)までに、大和高田市役所都市計画課都市計画グループ（公園）へ持参により提出してください。なお、この辞退を行ったとき又は辞退届の提出がなく占用を履行しなかったとき（公園占用許可審査において不許可

となった場合は除く。)は、次年度以降の本占用許可申請に係る候補者の申込みができるないものとします。

7 公園占用許可申請の手続き等

候補者は、次のとおり公園占用許可申請の手続きに進めるものとします。

(1) 公園占用許可申請の提出書類

- ①公園占用許可申請書
- ②位置図
- ③運営体制図
- ④出店者一覧及び誓約書
- ⑤露店等配置図
- ⑥露店等ごとの営業許可証の写し（奈良県中和保健所等）
- ⑦誘導員配置図
- ⑧自主警備計画書及び自主警備配置図
- ⑨消防に関する届出書※受理済みの写し（高田消防署）
- ⑩出店に係る賠償責任保険証書の写し
- ⑪その他必要書類（※審査内容等により必要があれば本市より指定いたします。）

(2) 提出期限日 令和8年2月27日（金）

※提出期限日までに提出ができない場合は、候補者の資格は取り消されます。

※提出とは、(1)公園占用許可申請の提出書類が不足・不備なく全て揃うことをいいます。

(3) 主な許可条件

- ①営業時間は午後9時までとし、午後9時30分までには公園から退園すること。
- ②電源等は全て許可を受けた者で準備すること。
- ③容器等の洗い物は、公園内で行わないこと。
- ④使用した光熱費その他経費は全て許可を受けた者が負担すること。
- ⑤公園内への車両の乗入れは、露店等の設置及び撤収並びに材料等の搬入搬出のとき（できるだけ台車を利用すること。）は認めるものとし、入口の車止めはその都度開閉すること。なお、車両の乗入時は細心の注意を払い安全に努めること。
- ⑥露店等の関係者の駐車場は、許可を受けた者が公園外で確保すること。（公園及び公園利用者駐車場での駐車は認めない。）
- ⑦露店営業期間中に発生する公園内のゴミについては、各店舗前にゴミ箱を設置し定期的にゴミの回収を行い、ゴミの散乱が無いよう努めること。
許可を受けた者が透明のゴミ袋を負担及び準備し、燃えるゴミと、燃えないゴミ（カン・ビン・ペットボトル等）に分別し、市が設置するゴミ集積場所に置くこと。
袋詰めが困難なゴミ（ダンボール等）は折りたたむ等、小さくして同様の場所に置くこと。
- ゴミの収集・運搬・処分、それに伴う費用は許可を受けた者が負担すること。
- ⑧安全面には十分留意し、本許可に係る事故、トラブル等については、全て許可を

- 受けた者の責任において、誠意をもって解決すること。
- ⑨占用期間中であっても、公益上支障が生じたときは、無償無条件にて撤去すること。この場合、いかなる損害が生じても本市に対して賠償請求は行わないものとする。
- ⑩公園内及び周辺の清掃をこまめに行うこと。
- ⑪設置において、桜の枝が店舗等に当たらないようにしてください。

8 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、都市公園法、大和高田市公園条例、大和高田市公園条例施行規則その他関係法令の定めるところによります。
- (2) 提出書類に押印する印鑑は、印鑑証明書に基づく代表者印又は使用印鑑届の印とします。
- (3) 公園占用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、公園占用許可を取り消すことがあります。なお、公園占用許可の取消しにより許可を受けた者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ①占用場所を公用又は公共用に供するために必要が生じたとき。
- ②許可条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③許可を受けた者が本書「2 公園占用許可申請者資格要件」に該当しなくなったとき。
- ④公園占用許可申請の手続きに虚偽が発覚したとき。

※上記②、③又は④により許可を取り消した場合は、次年度以降の本占用許可申請に係る候補者の申込みができないものとする。

- (4) 本募集に伴う不当な要求や意見について

本募集に伴う不当な要求や意見、電話・窓口での威圧的な言動については、一切受け付けないものとします。もし、このような事例が起こった場合は、候補者申込みを認めない、候補者申込みの取消し、候補者決定の取消し又は占用許可の取消しの措置を行う場合があります。また、更に重大な問題と捉えた場合は、露店等の占用の取りやめを行う場合があります。

9 お問い合わせ先

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 都市計画課 都市計画グループ（公園）

電話番号 0745-22-1101

メールアドレス tokei@city.yamatotakada.nara.jp